

(再資源化解体業者の地位の承継の認可の申請)

第三章 特定船舶の再資源化解体の実施

(再資源化解体計画の承認の申請)

第八条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、第五号様式による申請書に、譲受人が法第十一条第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 譲受人に係る第二条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第二項」と読み替えるものとする。）

二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定の決定書類を証する書類

四 第十三条第二項の認可を受けようとする者は、第六号様式による申請書に、承継者が法第十一条

第五項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び承継者に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第二条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第二項」と読み替えるものとする。）

三 合併契約書の写し及び合併比率説明書

四 合併に関する意思の決定を証する書類

五 法第十三条第三項の認可を受けようとする者は、第七号様式による申請書に、承継者が法第十一条

第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び被承継者に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 分割により特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継する法人に係る第二条

第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一

条第二項」と読み替えるものとする。）

三 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

四 分割に関する意思の決定を証する書類

五 主務大臣は、法第十三条第一項から第三項までの認可をしたときは、申請者に対し、書面により

その旨を通知するものとする。
(死亡等の届出)

第九条 法第十四条各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、第八号様式による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証を添えなければならない。
(許可の取消しを行う場合の手続)

第十条 主務大臣は、法第十五条の規定に基づき、法第十条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該再資源化解体業者に通知し、当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の返納を求めるものとする。

第十二条 法第十八条第二項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の再資源化解体計画の様式は、第十号様式とする。

2 法第十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写し

二 再資源化解体を行おうとする特定船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶の構造を示す図面

四 再資源化解体業者は、特定外國船舶について、再資源化解体のための譲受け等をしようとするときは、再資源化解体計画に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付さなければならない。

（再資源化解体計画の承認の基準）

第十三条 法第十八条第四項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するため、必要な措置が講じられていること。

二 引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するため、必要な措置が講じられていること。

三 再資源化解体の工程の順序及び当該工程ごとの作業内容が明確であること。

四 当該特定船舶再資源化解体施設が、再資源化解体を行おうとする特定船舶の船種、構造、再資源化解体の実施の方法その他的事情に照らして、十分な処理能力を有するものであること。

五 部品、材料その他の有用な物が破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

六 技術的かつ経済的に可能な範囲で、特定船舶から部品、材料その他の有用な物を回収し、当該有用な物の再資源化を再資源化解体業者自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行きる者に当該有用な物を引き渡すこと。

七 前号の規定により回収した部品、材料その他の有用な物について、その再資源化を行うままでうまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行きる者に当該有用な物を引き渡すこと）。

八 前各号に掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

九 当該特定船舶の再資源化解体が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

（再資源化解体計画の承認証）

第十四条 主務大臣は、法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認をしたときは、再資源化解体業者に対し、その旨を通知するとともに、第十一号様式による承認証を交付するものとする。

2 前項の再資源化解体計画の承認証の交付を受けた再資源化解体業者は、当該再資源化解体計画に当該承認証を添付しなければならない。

（再資源化解体の開始及び完了の報告）

第十五条 法第二十九条の規定により特定船舶の再資源化解体の開始の報告をしようとする再資源化解体業者は、当該再資源化解体の開始前に、第十二号様式による報告書を提出するものとする。

2 法第二十九条の規定により特定船舶の再資源化解体の完了の報告をしようとする再資源化解体業者は、当該再資源化解体の完了の日から一週間以内に第十三号様式の報告書を提出するものとする。

第四章 監督

(報告の徴収)

法第三十四条第二項の規定により、再資源化解体業者は、特定船舶再資源化解体施設において火災、爆発、破損その他の事故が発生したときに、又は再資源化解体に伴つて生じた廃棄物、汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは発散したことにより船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、遅滞なく、その状況、その原因、それに対して採った措置及びその再発防止のために講すべき措置を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に関し、前項に規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。
- (立入検査の身分証明書)

第十七条 法第三十四条第五項の職員の身分を示す証明書は、第十四号様式によるものとする。

第五章 雜則

(手数料)

第十八条 法第三十八条第二項の主務省令で定める額は、十七万六千六百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（次項において「電子情報処理組織による」と云ふ。）法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合にあっては、十七万七千四百円）とする。

- 2 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十五号様式）に貼つて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。
- （権限の委任）

- 第十九条 法第四十条の規定により、法第十一条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法第十二条第二項、第十三条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第十二条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 2 法第四十条の規定により、法第十八条第一項、第四項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項並びに第二十九条に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 3 法第四十条の規定により、法第三十四条第二項及び第四項並びに第三十五条第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

この省令は、法の施行の日から施行する。

第一号様式（第一条関係）

特定船舶の再資源化解体の
許可の更新

許可番号

申請書

※許可番号

※許可年月日

主務大臣殿

年 月 日

（郵便番号）
住所
（法人においては、名称及び代表者の氏名）
印
電話番号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第十条第2項（第11条第2項）の規定により必要な書類を添えて特定船舶の再資源化解体の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	
所在地	（郵便番号）

特定船舶再資源化解体施設の概要
電話番号

特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要

連絡担当者の電話番号		
連絡担当者の電子メールアドレス		
作業言語		
他に特定船舶の再資源化解体の許可を有している場合における許可番号		
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している場合における許可番号	都道府県・市名	許可番号
再資源化解体を行い得る特定船舶	最大長	
	最大幅	
	最大の軽荷重量	
特定船舶再資源化解体施設以外の場所で特定船舶の全部又は一部の保管を行う場合には当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

有害物	有害物の管理		
	除去 該当あり/該当なし	蔵置 該当あり/該当なし	処理 該当あり/該当なし
石綿			
オゾン層を破壊する物質			
ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
防汚化合物及び防汚方法			
カドミウム及びその化合物			
六価クロム及びその化合物			
鉛及びその化合物			
水銀及びその化合物			
ポリブロモビフェニル (PBB)			
ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)			
ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 4 以上のものに限る。)			
放射性物質			
塩化パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。)			
有害な液体、残留物及び沈殿物			
引火性が高度の塗料及び被覆又は毒性を有する物質の放出をもたらす塗料及び被覆			
上記以外の有害物であって、船舶の構造の一部でないもの（明記すること。）			

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無（申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		
法人番号（法人である場合に記入すること。）		
令第1条第1項に規定する使用人の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		
法定代理人の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無（申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	住所	
精神の機能の障害の有無		
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住所	(郵便番号)	
電話番号		

第二号様式（第三条関係）

法定代理人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいがなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無（申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は 出資の額
精神の機能の障害の有無		

備考

- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 3 「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄については、その記載に代えて、当該特定船舶再資源化解体施設の構造を明らかにする図面等を添付することができる。
- 4 「特定船舶の再資源化解体を行なう体制の概要」の欄については、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所並びに精神の機能の障害の有無の記載を要する各欄については、該当する全ての者を記載することとして記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

Document of Authorization to conduct Ship Recycling (DASR) in accordance with the requirements of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 by

Issued under the provision of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan (Full designation of the Competent Authority under the Convention)

特定船舶再資源化解体施設の名称
Name of Ship Recycling Facility
再資源化解体業者の法人番号
Distinctive Recycling Company Identity No.
特定船舶再資源化解体施設の住所
Full address of Ship Recycling Facility
主要な連絡担当者
Primary contact person
電話番号
Phone number
電子メールアドレス
E-mail address
所有会社の名称、住所及び連絡先
Name, address, and contact information of ownership company
作業言語
Working language(s)

この許可証は、この特定船舶再資源化解体施設が、米約附属書第3章及び第4章の規定に従い、管理体制、管理手続及び管理手法を実施したことと確認する。

This is to verify that the Ship Recycling Facility has implemented management systems, procedures and techniques in accordance with Chapters 3 and 4 to the Annex to the Convention.

この許可証は、まで効力を有するものとし、添付の追補に定める制限に従う。
and is subject to the limitations identified in the attached supplement.

This authorization is valid until
この許可証は、米約附属書第16規則の規定により、変更、停止、取消し又は定期的な更新の対象となる。
This authorization is subject to amendment, suspension, withdrawal, or periodic renewal in accordance with regulation 16 of the Annex to the Convention.

許可番号 第 号
Certificate No. -----

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化を行うための許可証（DASR）
船舶の再資源化解体を行なうための許可証（DASR）に基づき、日本国政府の監視の下に、
(条約上の権限ある当局の正式名称)
が発給する。

Issued at (証書の発給の場所)
(Place of issue of the authorization)

Issued at

(発給日)

(Place of issue of the authorization)

(Date of issue)

国土交通大臣
厚生労働大臣
都道府県労働局長
環境大臣
(印鑑)

において発給した。

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約に従って

船舶の再資源化解体を行うための許可証 (DASR) の追加

SUPPLEMENT TO:
Document of Authorization to undertake Ship Recycling (DASR) in accordance with the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009

注釈

Notes:

- 1 この記録は、DASRに常に添付しておく。DASRは、いかなる時も特定船舶再資源化解体施設内に備えておく。
This record shall be permanently attached to the DASR. The DASR shall be available at the Ship Recycling Facility at all times.
- 2 特定船舶再資源化解体施設によって作成される全ての手帳、計画その他の文書であって、DASRの発給条件により要求されるものは、特定船舶再資源化解体施設の作業言語及び英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語によって利用可能とする。
All procedures, plans and other documents produced by the Ship Recycling Facility and required under the terms to which the DASR has been issued shall be available in the working language of the Ship Recycling Facility and in either English, French or Spanish.
- 3 許可は、この追補に定める制限に従う。
The authorization is subject to the limitations defined by this supplement.

1 一般条件
GENERAL TERMS

1. 1 条約の要件
Requirements of the Convention

この特定船舶再資源化解体施設は、条約に従って安全かつ環境上適正な方法により設計され、建設され、運営されるという要件を満たしている（条約附属書の次の規則ごとに該する関係要件を満たしていることを含む。）。
The Ship Recycling Facility meets the requirements that it be designed, constructed, and operated in a safe and environmentally sound manner in accordance with the Convention, including meeting the relevant requirements of:

- 16規則 船舶の再資源化解体に係る許可
Regulation 16 - Authorization of Ship Recycling Facilities

1. 2 一般要件
General requirements

17規則 船舶の再資源化解体施設に係る計画
Regulation 17 - General requirements

18規則 船舶の再資源化解体施設
Regulation 18 - Ship Recycling Facility Plan

19規則 人の健康及び環境に対する悪影響の防止
Regulation 19 - Prevention of adverse effects to human health and the environment

20規則 有害物質の安全かつ環境上適正な管理
Regulation 20 - Safe and environmentally sound management of Hazardous Materials

21規則 緊急事態に係る準備及び対応
Regulation 21 - Emergency preparedness and response

22規則 勤労者の安全及び訓練
Regulation 22 - Worker safety and training

23規則 事故、災害、職業上の疾病及び慢性の影響についての報告
Regulation 23 - Reporting on incidents, accidents, occupational diseases and chronic effects

24規則 最初の通報及び報告の要件
Regulation 24 - Initial notification and reporting requirements

25規則 完了時の報告
Regulation 25 - Reporting upon completion

これらの要件については、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）により、この特定船舶再資源化解体施設に対して課される。

These requirements are imposed on the Ship Recycling Facility by way of Act on the Appropriate Implementation of Sound Recycling of Ships (Act No. 61 of 2018).

1. 2 船舶の受け入れ
Acceptance of ships

この特定船舶再資源化解体施設は、条約が適用される船舶及び条約第3条4の規定により同様に取り扱われる船舶につき、条約附属書第1規則の規定に従つてのみ再資源化解体のために受け入れることができる。

For ships to which the Convention applies and ships treated similarly pursuant to Article 3.4 of the Convention, the Ship Recycling Facility can only accept a ship for recycling in accordance with regulation 17 of the Annex to the Convention.

1. 3 熱間作業安全区域及び立ち入り安全区域の条件
Safe-for-hot work and Safe-for-entry conditions

この特定船舶再資源化解体施設は、船艙の再資源化解体の工程を通じ、熱間作業安全区域及び立ち入り安全区域の条件を設定し、維持し、及び監視する能力を有する。

The Ship Recycling Facility is capable of establishing, maintaining and monitoring Safe-for-hot work and Safe-for-entry conditions throughout the Ship Recycling process.

1. 4 有害物質の管理
Management of Hazardous Materials

特定船舶再資源化解体施設は、条約及び地方又は国との全ての関係する規則又は要件に従つて設計され、建設され、運営され、いわゆる、この特定船舶再資源化解体施設は、全ての有害物質の管理が条約及び地方又は国との全ての関係する規則又は要件に適合する安全かつ環境上適正なものであることを確保することを要求される。

The Ship Recycling Facility is designed, constructed, operated, and required to ensure that all Hazardous Materials' management shall be safe and environmentally sound in compliance with the Convention and with all relevant local or national regulations/requirements.

1. 5 船舶の再資源化解体の作業の地図及び位置
Map and location of Ship Recycling operations

特定船舶再資源化解体施設の境界及び当該境界において行われる船舶の再資源化解体の作業の位置を示す地図を、この追補に添付する。

2 特定船舶再資源化解体施設の能力
CAPABILITY OF SHIP RECYCLING FACILITY

A map of the boundary of the Ship Recycling Facility and the location of Ship Recycling operations within it, is attached.

2. 1 船舶の大きさ
Size of ships

この特定船舶再資源化解体施設は、次に掲げる大きさの制限に従うことの要件として、再資源化解体のために船舶を受け入れる権限を有する。

The Ship Recycling Facility is authorized to accept a ship for recycling subject to the following size limitations:

	最大寸法 Maximum Size	その他の制限 Other Limitations
Length		
Breadth		
Overall Weight		
Lightweight		

2. 2 有害物質の安全かつ環境上適正な管理
Safe and Environmentally Sound Management of Hazardous Materials

この特定船舶再資源化解体施設は、次の条件に従うことの要件として、再資源化解体のため、次に表に掲げる有害物質を含む船舶を受け入れる権限を有する。

The Ship Recycling Facility is authorized to accept a ship for recycling that contains Hazardous Materials as specified in the following table subject to the conditions noted below:

有害物(注) 4 Hazardous Material	有害物の管理 Management of Hazardous Materials			
	除去 Removal	貯置 Storage	処理(注) 1 Process	許可／制限 Authorization/Limitations
該当あり／該当なし (注) 2 Y/N	該当あり／該当なし (注) 3 Y/N	該当あり／該当なし (注) 3 Y/N		
石綿 Asbestos				
オゾン層を破壊する物質 Ozone-depleting substances				
ポリ塩化ビフェニル (PCB) Polychlorinated biphenyl's				
防汚化合物及び防腐方法 Anti-fouling compounds and systems				
カドミウム及びその化合物 Cadmium and Cadmium Compounds				
六価クロム及びその化合物 Hexavalent Chromium and Compounds				
鉛及びその化合物 Lead and Lead Compounds				
水銀及びその化合物 Mercury and Mercury Compounds				
ポリブロモビフェニル (PBB) Polybrominated Biphenyl (PBBs)				
ポリブロモジフェニルエーテ ル (PBDE) Polybrominated Diphenyl Ethers (PBDEs)				
ポリ塩化ジフタレン (塩素数 が4以上のものに限る。) Polychlorinated Naphthalenes (more than 3 chlorine atoms)				
放射性物質 Radioactive substances				
塩化パラフィン (炭素数が10 から13までのもの及びその混 合物に限る。) Certain Short-chain Chlorinated Paraffins (Alkanes, C10-C13, chloro)				
有害な液体、残留物及び沈殿 物 Hazardous liquids, residues and sediments				

注 Notes:	1 段落とは、特定船舶再資源化解体施設における有害物の次のようないくつかの処理をいいう。
	2 該当ありの場合には、有害物の除去を実行する権限を与えられた責任を有する職員について、証書の番号その他の関連情報と共に特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要を明記すること。 If Yes (Y), indicate in the Ship Recycling Facility Plan the responsible personnel authorized to carry out the removal, with the certificate number or other relevant information.
	3 該当なしの場合には、有害物が処理され、又は処分される場所について再資源化解体計画に記載すること。 If No (N), describe in the Ship Recycling Plan where the Hazardous Materials are to be processed/disposed.
	4 これらのおもな有害物については、付録1及び付録2並びに条約附属書第20規則において特定する。
	These Hazardous Materials are specified in Appendices 1 and 2 and regulation 20 of the Convention.

第三号様式（第七条関係）

特定船舶の再資源化解体に係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	

年　　月　　日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)

住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電 話 番 号

特定船舶の再資源化解体を行なう事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄については、当該特定船舶再資源化解体施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

- 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
3 「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄については、当該特定船舶再資源化解体施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
4 「特定船舶の再資源化解体を行なう体制の概要」の欄については、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
7 許可証の写しを添付すること。

備考

特定船舶再資源化解体施設の概要	特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要
特定船舶の再資源化解体を行なう体制の概要	特定船舶の再資源化解体を行なう体制の概要

特定船舶の再資源化解体に係る変更届出書（氏名等、軽微な変更）

譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	年	月	日
許可年月日	年	月	日

主務大臣 殿

(譲渡人) (郵便番号)
住 所 氏 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号 (譲受人)
住 所 氏 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第12条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第13条第1項の規定により、特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申請します。

再資源化解体業者の地位の承継に関する事項		
承継年月日	年	月
譲渡及び譲受けの理由		
譲渡及び譲受けに係る特定船舶再資源化解体施設の許可番号及び許可年月日	許可番号：	許可年月日：

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 譲受人が法第10条第4項第2号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、第8条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

合併認可申請書

年 月 日

主務大臣 殿

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称及び代表者の氏名

印

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称及び代表者の氏名

印

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第13条第2項の規定により、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

再資源化解体業者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
-------	-------

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	名 称： 住 所： 代表者の氏名：
---	-------------------------

合併の理由

合併に係る特定船舶再資源化解体施設の許可番号及び許可年月日	許可番号： 許可年月日：
-------------------------------	-----------------

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 承継者が法第10条第4項第2号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、第8条第3項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

分割認可申請書

年 月 日

主務大臣 殿

(郵便番号)
住 所
分割する法人の名称及び代表者の氏名

印

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第13条第3項の規定により、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

再資源化解体業者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
-------	-------

分割により特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継する法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	名 称： 住 所： 代表者の氏名：
--	-------------------------

分割の理由

分割に係る特定船舶再資源化解体施設の許可番号及び許可年月日	許可番号： 許可年月日：
-------------------------------	-----------------

再資源化解体の許可の失効届出書

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

主務大臣 殿

(郵便番号)

所

住

氏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電

話

番

号

印

(郵便番号)
所
住
氏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電
話
番
号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第14条の規定により、届け出ます。

許可失効年月日	年 月 日
---------	-----------------

法第14条のうち該当する号	<input type="checkbox"/> 一 <input type="checkbox"/> 二 <input type="checkbox"/> 三 <input type="checkbox"/> 四 <input type="checkbox"/>
---------------	--

許可失効の理由が死亡の場合は、死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
-----------------------------	------------

許可失効の理由が死亡の場合は、死亡した者との続柄	
--------------------------	--

再資源化解体計画の承認申請書

年 月 日

主務大臣 殿

(郵便番号)
所
住
氏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電
話
番
号

印

(備考)
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第18条第1項又は第25条第1項の規定に基づき、再資源化解体計画について承認を受けたいので申請します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 当該特定船舶再資源化解体施設に係る許可証を添付すること。

第十号様式（第十二条関係）

再資源化解体計画

申請者
所
住
姓
氏
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
印

- (16) 軽荷重量
(17) 総トン数
(18) 純トン数

1. 再資源化解体を行おうとする特定船舶に関する事項

- (1) 名称

- (2) 船種

- (3) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（※）

- (4) 旗国

- (5) 特定船舶が初めて登録された日

- (6) 船舶番号又は信号符号

- (7) 國際海事機関船舶識別番号

- (8) 製造番号

- (9) 船籍港

- (10) 國際海事機関船舶所有者識別番号

- (11) 國際海事機関会社識別番号

- (12) 船級の登録を行っている機関

- (13) 全長

- (14) 幅

- (15) 型深さ

- (19) 推進機関の種類及び出力

- (20) 船舶所有者の電話番号

- (21) 船舶所有者の電子メールアドレス

2. 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設に関する事項

- (1) 場所

- (2) 許可番号

- (3) 連絡担当者の氏名

- (4) 連絡担当者の電話番号

- (5) 連絡担当者の電子メールアドレス

- (6) 作業言語

3. 特定船舶の再資源化解体の日程に関する事項
(1) 再資源化解体を行おうとする特定船舶が特定船舶再資源化解体施設に到着する予定日

- (2) 再資源化解体を開始する予定日

- (3) 再資源化解体を完了する予定日

- (4) 特定船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部としての利用を開始する予定日

- (5) 再資源化解体に伴って生ずる廃棄物の処理を完了する予定日

4. 再資源化解体の実施の方法

5. 再資源化解体に伴つて生ずる廃棄物の管理の方法

備考

(※) 印の欄は、法第18条第1項の承認の申請の場合に記入すること。

第十一号様式（第十四条関係）

再資源化解体計画承認証

住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第18条第1項又は第25条第1項の承認を受けた特定船舶であることを証する。

国土交通大臣 印

厚生労働大臣 印
労働基準監督署長 印

環境大臣 印

承認の年月日 年 月 日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法第18条第1項又は第25条第1項の承認を受けた再資源化解体計画の写しを添付すること。

第十二号様式(第十五条関係)

船舶の再資源化解体の開始予定についての報告
REPORT OF PLANNED START OF SHIP RECYCLING

REPORT OF PLANNED START OF SHIP RECYCLING
(特定船舶再資源化等体験談の主所)
に所在する

船舶の再資源化解体の完了報告書
STATEMENT OF COMPLETION OF SHIP RECYCLING

船舶番号又は信号等字 Distinctive number or letters	
船籍港 Port of Registry	
総トン数 Gross tonnage	
国際海事機関船舶識別番号 International Maritime Organization Number	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of shipowner	
国際海事機関船舶所有者識別番号 International Maritime Organization Shipowner Identification Number	
国際海事機関会社識別番号 International Maritime Organization Company Identification Number	
IMO company identification number	
建造日 Date of Construction	

この報告書は次のことを確認する

THIS CONFIRMS THAT:

二十一
二十一世紀
2000年大航海時代

この船舶が、2009年の船舶の受け

卷之三

(許可を与えられた特定船舶再

The ship has been recycled in a

Safe and Environmentally Sound

- - - - -

その再資源化解体が、条約が要

and the recycling of the ship as raw

- 1 -

Issued at _____

R 3 0

年 月 日

日文(卷之二)

(Date of issue) _____ (Signature)

